

受講対象者 殿

岩手県液化石油ガス教育事務所

「保安係員（LPガス）講習」申込み要領について

1 前提

- (1) 根拠法等：高圧法第27条の2第7項 ⇔ 保安係員の「法定義務講習」
- (2) 受講対象者：第一種製造事業所等において「保安係員」に選任されている方
 - ・ 「保安係員」に選任されてから未受講の方・・・・・・・・・・ 初回講習
 - ・ 前回（平成24年度）に受講しその後受講していない方・・・再講習
- (3) 岩手県では平成29年度は今回のみの講習となり、次回については2年後の実施を予定しております。（計画的受講に留意して下さい。）
- (4) 本講習は、KHK（高圧ガス保安協会：東京）が全国統一で受付業務をおこなっております。 ついては、下記要領に基づき申込み手続きを行なって下さい。

2 申込み要領 <受講申込みはKHK ⇔ テキスト申込みは岩手県教育事務所に>

① 先ず、KHKに対し受講（受験）の申込みをして下さい。

申込みは、「インターネット」又は「専用郵便振替用紙」かのいずれかの方法となります。（細部は、講習案内書を参照して下さい。）

注1：「インターネット」での申込みは、受講（受験）料が500円減額されます。

注2：「郵便振替」での申込みには添付した専用の振替用紙を使用して下さい

注3：申込期間：<5月22日～6月2日（郵便振替）

5月22日～6月4日（インターネット）>を厳守して下さい。

② 次に、岩手県液化石油ガス教育事務所に対しテキストの申込みをして下さい。

注1：申込みは添付の「保安係員（LP）講習用テキスト申込書」で行なって下さい。

注2：申込期間：<5月29日～6月9日>（厳守）となります。

注3：講習当日の販売はできない場合がありますのでご注意ください。

3 追加受付について

上記2項に示す申込みにおいて、定員数に満たない場合に限り岩手県液化石油ガス教育事務所の計画で「追加受付」を行ないます。（希望者は下記により手続きして下さい。）

① 先ず、岩手県教育事務所に「追加受付」の有無（空席状況）を確認して下さい。

注1：「追加受付」の有無の確認は、6月12日以降となります。

② 次に、「追加受付」を行なう場合は、希望者に対して所定の案内（申込み）用紙を送付いたしますので、それに基づき手続きを行なって下さい

注2：申込期間：<6月12日～6月16日>（厳守）となります。

注3：示された期間以外は取扱いしませんのでご注意ください。

また、統一受付期間中に定員となる場合が予想されますので、統一受付期間内での申込みをお勧めいたします。